

全国民闘連ニュース

第 6 3 号
1 9 9 2 年
1 月 1 日

年間購読料三千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3F8号
TEL 06-972-1608 FAX 06-973-5666
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22
TEL 044-288-2997 (FAX兼用)



公務員採用の 国籍条項撤廃を目指して!!

- 公務員国籍条項撤廃への山場・その問題点——仲原良二
- 神奈川県下の国籍条項撤廃運動——金秀一
- 在日韓国・朝鮮人がなぜ公務員を目指すのか——黄光男
- ニュースミニ情報

公務員国籍条項 撤廃への山場・その問題点

仲原良二(兵庫民関連)

政令都市の事務職 とくに大阪市が焦点

地方公務員の採用試験要項は毎年5月中旬頃発表されます。その受験資格に国籍条項を入れるかどうかは、ほぼ4月中に決めます。

現在、国籍条項の撤廃状況は、大阪市を例にとれば事務・技術・福祉・消防の4職種のみに国籍条項があり、それ以外は受験が認められています。府下の各市町村は全職種撤廃されており大阪市ののみが残っています。兵庫・神奈川・東京もほぼ同じ状況です。

一般事務職などの国籍条項があるのは、都道府県と政令指定都市であり、一昨年末、住民や運動体が撤廃要請している大阪・神戸・川崎・東京・横浜などが注目され、とくに、約11万人の在日韓国・朝鮮人最多都市であり、また2年つづきで受験拒否された文公輝さんとかかわりのある大阪市の撤廃が焦点です。

問題点①—自治体の主体的判断を

自治省は日韓覚書('91・1・10)にいう「国籍による合理的差異」を理由に一般事務職の国籍条項は撤廃せずと、これは日韓合意であるとして強い自治体指導を行ってきた。ところが、その後、日韓局長会議('91・12・6)で韓国側が「一般事務職ダメ」まで了解していないと反論が出、日本側も「食いちがいがあると認めざるを得ない」(中川公務員課長、'91・12・11統一日報)と物別れになっています。

もともと公務員採用問題は外交案件ではなく、定住外国人の就職差別をなくす人権保障の観点から、行政自らが対処すべき課題です。日韓合意も物別れになった現在、自治省の指導は「意見」にすぎず、「日本国籍を有しない者の任用は当該公共団体において判断すべきもの」(大平首相答弁、'74・4・13)とあるように、自治体判断を全面に出し、主体的に決断すべき時期にきています。

問題点②—半判断基準のあいまいさ

一般事務職公務員の任用は法律上の規定がないので、もっぱら解釈の問題とされてきた

のです。従来から政府見解としてきた行政実例は、「公権力の行使又は国家意思の形成にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき」というものですが、——実際の職のどの内容が公権力行使等にあたるのか、誰が、どんな基準で判断するのか、となると、バラバラなのです。

国の見解でも「一律にその範囲を画定することは困難」(前掲大平答弁)とされ、学者によっても分かれ、また行政当局実務者の間でも異なっている。例えば鹿児島重治(自治省公務員第一課長・消防大学校長・人事院任用局長・人事院事務総長を歴任)著「遂上・地方公務員法」学陽書房のなかで「公権力行使という概念は広いものであって、現実には消防職員の中に外国人がいる例もあり、さらにいえば公金の徴収に外国人である職員を当らせても格別の支障はないと考えられる(P170)とあり、さらに全国人事委員会連合会任用部会報告(昭61・62)でも公権力行使の意義について、都道府県・政令都市59団体のうち「具体的基準なし」と答えたのは11団体(約2割)です。

問題点③—外国人が就いても支障がない

公権力行使にあたる職務に外国人が就けば、どんな弊害があるというのか、具体的に支障の有無を明らかにせずして排除することは、偏見と差別になります。すでに多くの自治体で定住外国人が働いており(自治省調88・4現在一般事務で40名)全く何

外国籍職員の任用状況

*大阪市

1991年10月1日現在

職種名	在職者数	国籍
保母	13	韓国10, 朝鮮3
医師	17	韓国
看護婦	15	韓国
助産婦	5	韓国
家政作業	1	韓国
作業員	2	韓国
寮母	1	韓国
臨床検査技師	1	韓国
大学教員	8	韓国7, ドイツ1
交通局	7	韓国7
小・中・高教員	25	韓国25
計	95	

(大阪市人事委員会任用審査課調)

の支障ありません。

問題点④—役所の都合より人権を

公務員国籍条項は、もともと職務内容が公権力行使等にあたるとかが論点とされてきたのに、現在では、むしろローテーション(人事異動)の問題とされている。一般事務職等には公権力行使に当たらない職種もあるがヨコ(職種間異動)とタテ(昇任)のローテーションがうまくいかないから、最初から採用しない方がよいという理屈です。

これは、役所の都合によって職業選択に自由を侵害し、公務員志望の夢を打ちくだき就職差別することになるのです。役所の都合は代替、修復可能であるが侵された人権は修復できない傷となります。

また、実際、課長以上になるには20数年先で全体の1~2割——この、わずかな少数者の地位のために、現に公務員になろうとする定住外国人がいること——この人権を制約することがどうして正当化されるのでしょうか。

*神戸市

1991年7月1日現在

職種名	在職者数
医師	1
臨床検査技師	2
保健婦	0
診療放射線技師	1
看護婦	9(1)
保母	4
ホームヘルパー	1
環境局作業手	2
水道局作業手	1
乗合自動車運転士	1(1)
計	22(2)

(神戸市人事委員会任用課調)

神奈川県下の 国籍条項撤廃運動

金秀一 (神奈川県民闘連)

神奈川県下で現在、一般事務・技術職に国籍条項を設けない自治体は、平塚市、南足柄市など16市町村です。

神奈川県は88年7月に川崎市の要望書を提出し、交渉を始めました。以後、市側は民族差別解消に向けた具体的な24項目をまとめましたが、その後、交渉のテーブルを用意しようとしていないのが現状です。現在は9名いる現業職等の外国籍職員の転任試験に国籍条項をつける動きもあり、情勢は揺れているところですが、市職労も含め運動を進めて

います。ある情報筋によれば、市側はこの春にも大阪と連動して、国籍条項を撤廃したいと考えているようですが、実際はどうか。

横浜では民闘連を含む数団体が「連絡会」組織を作り、横浜市と交渉を行っています。横浜市の対応は、回答も8ヶ月またせるほど不誠実なものですが、個人的な見解とした人事課長談では「国籍条項は差別であると思う」と言わせる雰囲気もでてきました。

91年12月6日には「国籍条項撤廃キャラバン」と銘打ち、鎌倉・茅ヶ崎・藤沢の湖



南三市に要望書を提出し、申し入れをおこない、今年から撤廃するという回答を三市から引き出しました。また、今年の2月7日に同様の申し入れを横須賀・三浦両氏にも行い、現在その回答まちですが、感じとしては撤廃の方向にむいている感触でした。

そして、今年の4月から逗子市に一般事務職に在日韓国・朝鮮人青年が採用されます。

逗子市は「地方自治レベルの公権力の行使・公的意思決定は市長にあり、職員にそれをあてはめ、採用を排除するものではない」としています。

外堀は埋められつつあります。逗子の例は特殊なのでしょうか。

風は吹き始めています。更なる取り組みをすすめ、全廃を勝ち取りましょう。

要望書

1992年2月20日

川崎市長 高橋 清 殿

民族差別と闘う神奈川連絡協議会

代表 齊 重度

三浦 泰一

神奈川人権センター

代表 日高 六郎

民族差別撤廃外登法改正をめざす神奈川県連絡会議

議長 武田 好弘

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
貴職におかれましては、日頃より市政発展に向け、また人権尊重のためご努力なさっておられることに敬意を表します。
貴市には多くの定住外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人が生活を営んでいます。その人たちのほとんどは、戦前日本の植民地支配などにより生活基盤を日本に置くことを余儀なくされた人々とその子孫であり、長期にわたって日本に住み地域社会の一員として生活しています。しかし在日韓国・朝鮮人にとって法的地位・社会状況は今だにさまざまな厳しい差別があります。そのなか生活の糧である就職において、在日韓国・朝鮮人が貴職を選んだとき、まことに残念ながら貴市には職員採用の際、職種によって国籍条項を設けており、在日韓国・朝鮮人にその道は閉ざされています。また既に貴市に勤務している在日韓国・朝鮮人の職員が職種変更の希望をした場合、今年度、暫定措置として国籍条項は設けないとしているもののそれも来年度にはどう変わるかわからないものです。
地域社会で生まれ育ち暮らしている在日韓国・朝鮮人が貴市職員となり、都市づくり、街づくりの職務に携ってはいけないう制限するのであれば、それは在日韓国・朝鮮人にとって就職の機会を奪うものであり職業選択の自由を明らかに侵害するものであります。
差別撤廃、啓発指導に努めるべきである地方自治体自らが就職差別を助長するかのように国籍条項を設けていることは許されるべきではありません。

すでに高橋市長自身、昨年7月の市議会で国籍条項問題について「現在の国の説明は十分とはいえない」との見解を示されています。また、1990年2月に「川崎市市民施策推進幹事会」が差別撤廃のために24項目の検討課題をまとめ、1991年5月には「川崎市の外国人市民施策のあり方の調査研究委員会」が「国籍条項の撤廃」を提言しています。
川崎市が示されてきた姿勢をふまえ、以下の要望事項について充分ご検討のうえ、3月末日までに誠意あるご回答をいただきますようお願い致します。

記

1. 川崎市職員採用にあたって全ての国籍条項を撤廃すること
2. 川崎市職員の転任試験に国籍条項を導入しないこと
3. 「川崎市の外国人市民施策のあり方の調査研究委員会」が提言した施策の策定を早期に行なうこと

金明夫さん 関東初の一般事務職に！

みなさんこんにちは、金明夫です。

私は、本年1月に神奈川県逗子市職員一般事務職採用試験を受験し、つい先日合格通知を受け取ったばかりです。本年4月より公務員として働くことになります。

私が公務員を受けたのは、いろいろと理由がありますが、普段、漠然と考えていたことを書いてみたいと思います。

私は現在某自動車メーカーで大型トラックの設計の仕事をしております。日本の殆どのサラリーマンがそうである様に、平日、休日となく仕事だけの毎日です。自分が生まれてから今までやしてきた事、そんな事とは無縁となってしまいます。幼い時、韓国人である事を理由に友人とケンカになってしまったり、高校時代に自らの存在自体に悩み、創造が不可能な将来の自分の姿に怯えていた事など。

時代は変わりました。韓国人である事をマイナスに考えなくても住むことが多い。



自分一人だけを基準にした場合の話ですが、そんな中で、不思議と自分の中に不安とあせりが生まれる。自分以外はどうであるのか。何をしたいのか。結局、“自分が何をしたいのか”というのが一番大切な事だと漠然と考えていました。

私の育った川崎市は一般事務職等の職種は、依然国籍条項があります。私の後輩達、現在既に職をもっている同世代の韓国朝鮮人の仲間達これから卒業するみなさんぜひ挑戦して欲しいと思います。

決意文(案)

神奈川民衆民族運動を以て中心とした運動組織である。1988年7月、川崎市の職員組合における野村金太郎の退職差別とを機に、川崎市長選挙を機として、三条、川崎市と市庁舎を同一組合にすることをめざし、自治労川崎市市民労働組合を定め、共働きの共々生活する社会を切望し、国政選挙を要求する市民の聲は、大きく高まってきた。

話し合いを求めたが、一昨年2月、川崎市は「外国人市民投票権推進幹事会」を設置し、民族差別解消に向けた具体的な取り組みを始めた。1項目目は、市議員選挙権確保、善悪善行の作成、差別解消。町議会に多様な地区の生活改善などが盛り込まれ、これらを積極的に解決するため「外国人市民問題の抱負の設置」で規定されている。

この「項目の調査報告書」を受け、昨三月川崎市が研究発表した一紙市の外資利用の金額に
わたる。この「調査報告書」は、調査した地方自治体の最も優秀なものであるとして、市職員採用の金庫に
なる。国庫奨励金の待遇を受ける。そして、昨年七月市場で、高橋市長は、この報告を草草
と看做し、また外国人市民税関に關する事を、今夏決定したい間にも明らかにした。

最近戦後を通じて重化学工業都市として美譽した川崎市は、産業地帯支配に限り渡日した朝鮮人の
血と汗の労働によって支えられ、現在はその「第三世代」の就職の問題は就労難であり、民間企業へも
不足の状態にある。國庫を理由とした地方公営企業の就職難があり、民間企業へも不足の状態にある。
の影響を考へると市員並に支給される待遇すべきである。しかしながらその頃川崎市の市政的な
緊要に進行する如く、現職者（主任技師）昇格要件の中間事項を加へたところ動きが、

國會で取り上げられ、昨三は立派なやめとなつた。法廷がある。南正さん、高橋さんの二名は、川崎
市議員選挙で、一人市議員になり、その責任を負ふこととなり、彼らだけが「國庫」を
理由に、主任技師から排除されなければならないのか。なぜ、川崎は地方公務員の採用制度は団体
にあれにもかかわらず、法的根拠のない「日本國庫」を有しない者は公権力の行使、公的重形服勞務
に於ける法の理で参與できない」とした自治省の指導を問題にするのか。川崎市の英断が求められて
いる。

全国的には帝國議會を廃止して、こうという流れは通まつてゐる。とりわけ内地では三子市街の半壁から潰落し、また横浜市、鎌倉市、茅ヶ崎市等々今年か明年かから選舉する方向である。川崎市は、1915年の市官正三、児童手当の臨時委員會全部を自治体に先送り、簡便した。また外國人は、登録の海狗牧師神甫に對して、伊豆國市長は、今日も海狗牧師神甫に先送りしたのではない。一と選舉運動に選舉指示、全國の自治体の牽引となり、今日海狗牧師神甫に先送りしたのではない。

基本的な生活の規則である就教が、同じ市民としてくらしつていながら、「國籍」だけを理由によつてはならない。こうした条項を科し、一日も早く、川崎市の制度と日本の國籍法とは一致せねばならない。また、財産税の買得權を科し、早くに、川崎市の制度と日本の國籍法とは一致せねばならない。正統としてはない。『民法』の要求の如く、川崎市が決定が迫られてゐる。その上、我々は、この『民法』のための闘ひを、社会の要求の如く、川崎市に決定に向けた闘ひを同様に進める。

1992年2月19日

川崎市議員採用の「国籍条項」撤廃を
求める2・19市民集会参加者一同

在日韓国・朝鮮人が なぜ公務員を目指すのか

黄光男(兵庫民闘連)

私が尼崎市役所の職員になって丸18年が過ぎました。阪神間の6市1町の自治体が、全国で初めて国籍条項を撤廃し、全国で初めて在日朝鮮人が公務員に採用されたとしてとりざたされました。しかし実は、私が尼崎市役所に入る前に国籍条項があるにもかかわらず、在日朝鮮人の職員が1人既に採用されていた。これは、あとからわかったことであるが、他の自治体でも、こうしたケースがあるようです。

この時、朝鮮人が公務員になることは、同化につながることでとの議論があった。在日朝鮮人への理論がまったくないところへ、朝鮮人を入れて行くことは、彼等の存在をつぶしてしまいかねないという理論です。

そのことへの反論として、何も役所だけではなく、日本社会全体がそういう状態であり、そのことをもって役所へ入れさせないのはおかしい。そのとおりであるが、役所に入るとは、同化につながらないとは言いがれていません。

つまり、今も在日朝鮮人は日本社会への中で、自治体・民間を問わず、自己の民族性をすんなりと受け入れてくれるところは、どこもなく、常にそれとの闘いをしいられている

のです。

役所に入ったやつは、同化しているのだと言われたくないため、私は少々オーバーに役所で働いていても本名で堂々と働いているんだと、めだちながら言っています。

私は、朝鮮人が公務員になることの意味は非常に奥深いものがあると思います。単に就職の機会均等が与えられて当然だとする以上に、朝鮮人が日本の構成員の一人としてなっていくことが必要だと思っています。

自治体は、その住民が生活していく上で必要なサービスを行っています。公園をつくり、水道を引き、教育を保持し、病院や住宅を提供しています。火事や災害から身を守ったり、清掃をし、公害の防止をするように、ありとあらゆる分野での行政サービスが求められています。



それらのサービスの根源になっているのは「住民の安全、健康及び福祉を保持すること。」となっています。

福祉の精神は、それらのサービスは単に一番弱い者の立場に立って、行わなければならないのではないのでしょうか。

官僚的と言われ、弱い者の立場どころか、議員から電話一本かかれれば、飛んで行く。上には弱く、下には強い、こうした気風が、まだまだ大半の役所を取り巻いています。

そうした気風にあわせて、在日朝鮮人に対する行政の視点がまったくありません。在日朝鮮人も「住民」だといわれていますが、外国人だから、行政として特別なサービスをする必要はないと思っているのが、行政の本質ではないのでしょうか。

その意味で本人の意思にかかわらず、在日朝鮮人の存在は大きいと言わざるを得ません

そんな中へ在日朝鮮人が公務員として入って行くことは、日本人公務員の問題意識をゆるがさずにはおれないでしょう。

私の職場の先輩が、自分の娘が朝鮮人の男とつきあっており、そのことで非常になやんでいることを打ち明けてきました。自分の中に差別意識を持ちながらも、私の前で心がゆさぶられているのが、私にはよく分かりました。

ある部分では、私は差別するのがごく当り前の組織で働いているのでしょう。しかし、在日同胞は、もうそこから逃げることは到底できなくなっています。差別されるのをおそれ口を閉ざしているのは、実は在日朝鮮人自身ではないのでしょうか。

小学校の時、同じクラスで朝鮮人だといじめられていた子がいました。私は影をひそめたただ怯えるばかりでした。差別されることの心の痛みはわかって、彼女をかばう気は私には到底ありませんでした。

私達が積極的に公務員になることの勇気を持ち、どの自治体にも在日朝鮮人の選挙権が具体的な要求として、出てくるのではないのでしょうか。

啓発ビデオの決定版



ドキュメンタリー 38分

定価 20,000円(税込み)

企画 在日韓国・朝鮮人学習センター

製作 学習研究社

監督 福田孝

撮影 一之瀬正史

完成試写会

日時: 1992年4月15日(水)

午後2時~3時30分

場所: 大阪市立浪速解放会館

5階集会室

☎06-568-0791~5

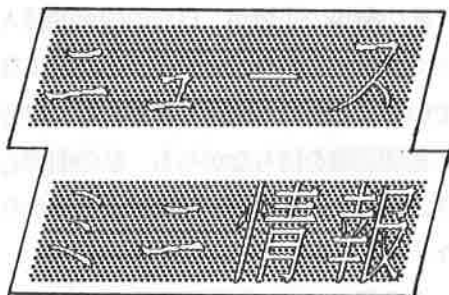
詳しくは

在日韓国・朝鮮人学習センターまで

☎06-972-2065

購入予約

受付中!



広島で3・1独立運動 記念集会開催

2月29日、広島民族差別と闘う会(略称広島民闘)が主催した3・1独立記念集会が開催されました。

この間広島民闘では、韓国人留学生の外登証の「京城」記載や、学校教科書内における差別語に対する抗議活動を行ってきた経緯もあり、「差別語と植民地支配」と銘打ち、金東勲氏の記念講演を行いました。金氏は、「差別語は今でもいたるところにあり、潜在的な差別意識を取り除いていくためには、歴史教育と人権教育がこれまで何もなかったからである」指摘されました。

集会は、この間の取り組みの結果、行政やマスコミ関係者を含め、関心をもつ人々80名の参加のもとに終わりました。

外登法問題はまた終わ らない

大赦拒否訴訟も今年6月で4年目を迎えます。これまで11回の口頭弁論を終え、現在ようやく証人尋問に入り、外登法の不当性を具体的に訴える段階にきています。周知のとおり、今国会で外登法「改正」法案が、自民党筋から出されています。指紋押捺義務はな

くなりますが、肝心の常時携帯、罰則等の廃止は盛り込まれていません。今後この残された問題解決のため、粘り強く運動を続けていかなければなりません。

次回口頭弁論は5月14日(木)10:00～712号法廷で、小川雅由氏証人尋問(2回目)が行われます。

外国籍障害者に給付金

去る2月24日、大阪市はこの4月から無年金の在日外国人障害者に対する年金に替わる給付金制度を発足させると発表しました。市が発表したところでは、給付金の月額額は36,000円で、身障手帳1・2級と療育手帳Aを持つ無年金の在日外国人障害者が対象となっています。

また、2月27日には、大阪の八尾市でも同様の特別給付金の発足が発表されました。支給額は月額20,000円で、支給対象者は20人。その範囲は大阪市と同じく身障手帳1・2級と療育手帳Aをもつ無年金の在日外国人障害者(ただし、82年1月1日以降に障害者となった高齢者にも支給)。一方3月4日には、大阪池田市でも同様の制度の発足が発表され(支給額=月額20,000円、支給対象予想数=2人、支給範囲=身障手帳1・2級と療育手帳A)、さらに去る2月5日には、東京の葛飾区でもどうの給付金制度(月額=30,000円、支給範囲=身障手帳1・2級と愛の手帳1・2度、対象無年金在日外国人障害者数=5人程度)の発足が発表されています。

このような制度の発足自体は、私達が進めてきた運動の一つの大きな成果です。しかし、依然として残された問題も多い。まず第一に

支給額が現行の障害基礎年金の半額以下に押さえられたこと。確かに、支給されること自体の意味は大きいですが、無年金の在日障害者の生活保障という観点からは、まだまだ不十分といわざるを得ません。第二の点は、支給対象がいずれも身障手帳1・2級と療育手帳Aのみと、現行の年金法の該当者より狭められていることです。大阪市でいえば、年金法にほぼ該当する身障手帳1～3級および療育手帳A・B1を持つ市内在住者の概数は534人となっています。それからすれば、今回の支給対象は昨年発足した神戸市の範囲と同じであり、運動を進めてきた私たちとしても反省の余地があります。これらを踏まえ、今後もねばり強い交渉を続ける必要があります。

大阪参政権裁判証言調 はじまる

金正圭氏ら11名を原告とする参政権訴訟は、3月5日第6回口頭弁論が行われました。原告側の学者証人に先立って、運動側の証人として朴炳閔氏が採用されました。

門前弘いで証人不採用を恐れていましたが証人採用にふみきり、本格的な論争の場になってきました。

次回第7回公判は、5月7日(木)10:00~大阪地裁809号法廷において朴炳閔氏(民団権益擁護委員)の証言が行われます。

姜建一氏入居裁判

去る3月6日、第19回口頭弁論が開かれました。証人は、原告側申請の大阪民闘連代表金東勲氏。金氏は国際人権条約における内外人平等の原則から、入居差別の不当性と、

諸外国では、民族の違いを理由に差別することを禁止する法律があることを証言されました。そして、最後に金氏自身が入居拒否を受けた体験なども語られ、公正な判決が下されるよう証言を終えました。

次回第20回公判は、5月15日(金)10:30~大阪地裁806号法廷において金氏証言に対する大阪府代理人より反対尋問が行われます

民族教育の課題と未来 を考えるシンポジウム 開催される

去る3月7日に「府外教」設立にむけて、大阪民闘連がめざす民族教育を世に問う第1弾としてのシンポジウムが開催されました。参加者総数115名が、2世のオモニと3世の若者2人、高校教師のこれまでの体験をふまえた「府外教」への要望に清聴しました。

続けてパンフレット作成、第2弾のより具体的な中身についてのシンポジウム開催を約して閉会しました。

アンニョンハシムニカ 参政権!!

外国人住民に参政権を求める全国集会

参加呼びかけ

私達は、日本社会の民主主義・基本的人権の尊重の発展と確立をめざして、定住外国人に地方参政権を保障することを求める動きが全国的に広がることを期待するとともに、現在係争中の各訴訟を有利かつ、意義あるものとして推し進めるために、訴訟中の三原告をはじめ、この問題に取り組む有識者のご協力をいただいて、下記のように全国集会を開催します。

人権・民族差別・地方自治等々に取り組まれている全国の皆さんや関心を寄せる市民の皆さんの一人でも多くのご参加をお願いします。

～シンポジウム～

「共生社会と地方自治参政権」

パネリスト

江橋 崇 (法政大学法学部教授・国際人権法学会理事)

金正圭 (大阪訴訟原告)

美並昌雄 (弁護士/大阪ヒッグス・アラン訴訟代理人)

丹羽雅雄 (弁護士/福井訴訟代理人)

李 鎮 哲 (福井訴訟原告)

コーディネーター

徐 龍 達 (桃山学院大学教授・国際韓国朝鮮人研究会会長)

●日 時 : 1992年4月19日(日)午後2時より

●場 所 : 福井県婦人青年会館4F大ホール

(福井県福井市大手3-11-17 ☎0776-22-5625)

●参加費 : 1000円(資料代含む)

●呼びかけ団体: 大阪・人として権利を主張する会

在日外国人の参政権を考える・福井

民族差別と闘う大阪連絡協議会

自治労福井県本部

大阪ヒッグス・アラン、福井各訴訟原告団及び弁護団

●連絡先: 事務局 李龍海(イ・ヨハ) ☎0776-61-3238

窪田(自治労県本部) ☎0776-27-2442まで